

車いすダンス研究会規約

(名称)

第1条 1 本会は、車いすダンス研究会と称する。

(事務所)

第2条 1 本会の事務所は、徳島市住吉5丁目8-31
森宅に置く。

(目的)

第3条 1 本会は、車いすレクリエーションダンスを中心とした
ハンディキャップレクリエーションの研究及び普及を目指し、
内外の親睦を図り、併せて公共の福祉に寄与することを目的とする。

第4条 1 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
(1) 車いすレクリエーションダンス等の研さん及び講習
(2) 施設訪問
(3) 合宿
(4) その他目的達成に必要と認めた事業

第5条 1 本会は、次の者をもって構成する。
(1) 本会の目的に賛同し、役員会で同意を得た15歳以上の者。
(2) 前号の者が本会の名誉又は秩序を損なう恐れのある場合は、
役員会に図り除名することが出来る。

第6条 1 本会に次の役員をおく。
(1) 会長 1名
(2) 副会長 1名
(3) 会計 1名
(4) 書記 1名
(5) 監事 1名
(6) 事務局 1名

(役員の権能)

第7条 1 役員は、次のとおりとする。
(1) 会長は、会務を総理し、本会を代表する。
(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その業務を代理する。
(3) 会計は、会長の命を受け経理事務に従事する。
(4) 書記は、会長の命を受け事務（経理事務を除く）に従事する。
(5) 監事は、会務及び経理を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員等の選任及び任期)

第8条 1 本会の会長及び監事は、総会で選任する。
2 本会の副会長、会計及び書記は、会長が指定し総会の承認を得る。
3 本会の講師は、会長が指定し総会の承認を得る。
ただし、この場合の講師は、会議の議決の数に加わることが出来ない。
4 本会の役員等の任期は、1年とする。
ただし、再任を防げない。

(会議)

第9条 1 本会の会議は、総会及び役員会とする。
2 総会は、毎年1回定期的に開催し、会長が召集する。
3 役員会は、必要に応じて会長が召集する。

(議決事項)

第10条 1 総会は事業報告、決算報告、事業報告、予算案、規約改正、
その他重要事項を議決する。
2 会議は構成員の過半数以上の出席をもって成立する。
3 議事は、出席者の過半数以上の同意をもって決する。
ただし、可否同数の時は、会長がこれを決する。

第11条 1 本会の経理は、次の収入をもってあてる。
(1) 会費 年間1200円ただし、特別の行事に係る必要経費については、
会長は役員会に図り別にその都度徴収することが出来る。
(2) 寄付金その他の収入
2 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第12条 1 この規約に定めるものの他、本会の運営に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

(付則)

1 この規約は、昭和63年12月1日から施行する。